

平成23年2月7日
交 通 局

職員の懲戒処分等について

東京都交通局長は、本日、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分等を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 乗務中の信号無視

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	57	男性	戒告

(2) 事故の概要

平成22年9月30日、事故者は、都営バスを運転中、都内の交差点において、交通信号機の表示確認を怠り、赤信号を見落として直進した。

1-2

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	48	男性	戒告

(2) 事故の概要

平成22年10月1日、事故者は、都営バスを運転中、都内の交差点において、交通信号機の表示確認を怠り、赤信号を見落として左折した。

2 公務外の交通違反

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	45	男性	減給60分の1 1月

(2) 事故の概要

平成22年7月30日、事故者は、自家用車を運転中、都内の首都高速道路において、制限速度60km/hのところを110km/hで走行し、50km/h速度超過した。

3 公務外の交通事故

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	52	男性	戒告

(2) 事故の概要

平成22年8月22日、事故者は、自家用車を運転中、埼玉県内の交差点を左折する際、安全確認不十分のため、左後方から進行してきた原動機付自転車と衝突し、運転者に加療約3か月間の傷害を負わせた。

4 始業点呼時の見落としによる酒気帯び出勤者の乗務

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	54	男性	減給60分の1 1月
主事	46	男性	戒告

イ 管理監督者

副参事	訓告
主事	訓告
主事	訓告

(2) 事故の概要

平成22年12月28日、都営バス営業所において、事故者（乗務員）は、乗務前に行う乗務検査（アルコール検査）の際に呼気中に基準を超えるアルコール反応（0.07 mg/L以上0.15 mg/L未満）が検知されたことに気付かぬまま始業点呼を受け、事故者（運行管理者）もその結果を見落として、当該乗務員を乗務させた。

（参考）道路交通法上の酒気帯び運転は0.15 mg/L以上

5 乗務検査の不実施

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	43	男性	戒告
主事	58	男性	減給60分の1 1月

イ 管理監督者

主事 文書注意

主事 文書注意

(2) 事故の概要

平成22年9月26日、都営バス営業所において、事故者（乗務員）は、乗務前に行う乗務検査（アルコール検査）を失念したまま始業点呼を受け、事故者（運行管理者）もそれに気付かず、当該乗務員を出庫させた。

5-2

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	50	男性	戒告

イ 管理監督者

副参事 文書注意

主事 文書注意

(2) 事故の概要

平成22年10月30日、都営バス営業所において、事故者（運行管理者）は、乗務員（再雇用職員）が乗務前に行う乗務検査（アルコール検査）を失念していることに気付かぬまま始業点呼を行い、当該乗務員を出庫させた。

6 酒気帯び出勤

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

事故発生日	職層	年齢	性別	内容
平成22年 9月 3日	主事	56	男性	戒告
平成22年 9月 3日	主事	52	男性	戒告
平成22年10月 9日	主事	39	男性	戒告
平成22年10月29日	主事	45	男性	戒告
平成22年11月20日	主事	45	男性	戒告
平成22年11月22日	主事	42	男性	戒告
平成22年11月29日	主事	57	男性	戒告
平成22年12月10日	主事	47	男性	戒告

(2) 事故の概要

事故者は、都営バス営業所において、乗務前に行う乗務検査（アルコール検査）の際に呼気中に基準を超えるアルコール反応（0.07 mg/L以上 0.15 mg/L 未満）が検知されて、乗務禁止措置を受けた。

（参考）道路交通法上の酒気帯び運転は0.15 mg/L 以上